

◆所得税の確定申告が必要な人

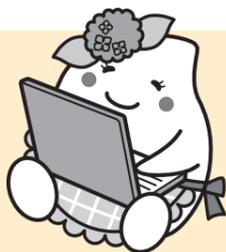
- ①農業や自営業、アパートや土地を貸して収入を得ている人、土地や建物などを売った人で所得が20万円を超える人
- ②給与所得者で、令和3年中の収入が2,000万円を超える人
- ③給与以外の所得が20万円を超える人
- ④2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与収入と、それ以外の所得の合計が20万円を超える人

佐原税務署での確定申告

申告期間 2月1日(火)～3月15日(火)【土・日・祝日を除く】

受付 午前8時30分～午後4時 (提出は午後5時まで)

相談 午前9時～午後5時
 ※先着順に「整理券」を配布します。整理券が無くなり次第受付を締め切ることがございますのでご了承ください。
 国税庁のLINE公式アカウントを「友だち追加」すると
 入場整理券の事前発行ができます。



友だち追加はこちら

スマートフォンやパソコンで確定申告を！

国税庁のホームページで所得税の申告書などが作成できます。プリントアウトした申告書はそのまま提出できます。また、作成したデータをe-Taxで送信することで自宅から申告することが可能です。

混雑を避け、スマートフォンやパソコンからスムーズに申告を済ませましょう。



スマートフォンはこちら

お問合せ●佐原税務署 ☎0478-54-1331

◆町県民税の申告が必要な人

- ①確定申告が必要ない人で、農業・営業・不動産などの収入がある人
- ②収入が全くないが、家族の税金上の扶養になっていない人 (扶養になっているか源泉徴収票などでご確認ください)
- ③令和3年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない人 (勤務先で提出の有無をご確認ください)

◆申告をしないと…

国民健康保険税の軽減対象にならなかつたり、こども園の保育料などが正しく決められなかつたりするほか、所得証明書が発行できないなどの所得に関わる行政サービスが受けられない場合があります。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402

確定申告が始まります

～期限内に正しく申告しましょう～

申告書受付および相談期間

2月16日(水)～3月15日(火)【土・日・祝日を除く】

※申告書の提出のみの方は、2月9日(水)から受け付けします。
相談時間●午前9時～正午、午後1時～5時 (受付は午前8時20分～午後4時)
【役場庁舎は防犯上の理由により午前8時15分に解錠します】

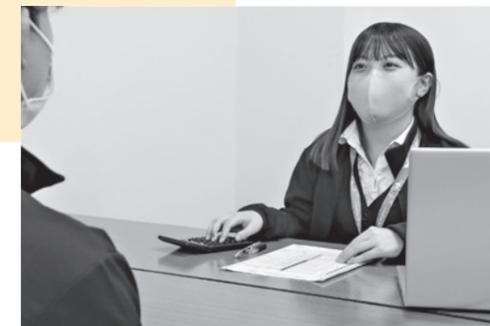
相談会場 役場2階 第4会議室(提出のみの場合は、1階の税務課で受け付けします)
 ※密を避けるため、会場内に待合席は設けません。待合スペースは役場3階を予定しています。なお、待合スペースが混雑する場合、入場制限や再来場をお願いすることがあります。

相談受付 会場入口にある『受付簿』に名前を記入して役場3階待合スペースでお待ちください。順番に名前をお呼びします。不在の場合は、次の方を繰り上げてお呼びします。
混雑の状況によっては途中で受付を終了することもありますので、ご了承ください。

仕事などで平日には相談にお越しいただけない方のために休日相談を行います。

休日相談 2月27日(日)・3月13日(日)

※相談時間・会場は平日と同じです。
 ※電話による相談はできませんのでご注意ください。



申告に必要なもの

- マイナンバーカード
 ※マイナンバーカードをお持ちでない方は「マイナンバーが記載されているもの」と顔写真付きの「本人確認書類」の2つを持参してください。
 ※控除対象配偶者や扶養親族・事業専従者についてもマイナンバーの記載が必要です。
- 還付または納税用の預貯金口座番号(本人名義のもの)
- 給与や年金の源泉徴収票原本
 ※会社から源泉徴収票がもらえない場合は、佐原税務署へご相談ください。
- 事業所得者は、諸帳簿、領収書など収入と経費が分かるもの
- 生命保険や地震保険の証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費の領収書など控除の対象となる書類

※所得の種類や申告の内容によって必要となる書類が異なります。

注意点!!

- 土地建物・株式等の譲渡所得や山林所得がある方は、町での相談は受け付けできません。佐原税務署での申告をお願いします。(申告書の提出のみ町でも受け付けます)
- 相談内容が複雑な方については、佐原税務署へご案内させていただく場合があります。
- 営業・農業・不動産収入がある方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」について必ず事前に作成または資料をまとめるなどしてお越しください。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402
 ●佐原税務署 ☎0478-54-1331